

# むつ市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成14年1月15日公表

むつ市訓令甲第1号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、むつ市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の推進に関し調査研究を行うほか、次の職務を行う。

- (1) 男女共同参画社会推進のための計画の策定及び変更並びに重要な事項に関すること。
- (2) 市の男女共同参画事業への協力に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の公募)

第4条 委員の選任に当たっては、委員の一部を公募する

ことができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次号の規定は、公表の日から施行する。

(委員の委嘱のために必要な行為に関する経過措置)

2 第4条の規定による懇話会委員の委嘱のために必要な行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成16年4月1日訓令甲第15号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日訓令甲第 8 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日訓令甲第 12 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 19 日訓令甲第 14 号）

この訓令は、公表の日から施行し、改正後のむつ市男女共同参画推進懇話会設置要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日訓令甲第 18 号）

この訓令は、公表の日から施行する。